

エグゼクティブ・サマリー

中国経済の改革の方向と主要な建議

中国のビジネス環境の予見性向上への期待

2021年3月の第13期全国人民代表大会第4回会議（以下、全人代）で決定された第14次5カ年規画綱要（以下、第14次5カ年規画）の指導思想では、社会主義現代化国家の全面的建設に向けて良好なスタートを切るために、イノベーション、調和、グリーン、開放、共に享受する発展という5つの発展理念を徹底するとしている。また、サプライサイド構造改革の深化を主軸とすることやイノベーションを改革の根本的動力とすることが強調されている。

また、第14次5カ年規画においては、「国内大循環を円滑にする」として、「国内の統一された大市場の形成を加速し、国際的な先進的ルールやベストプラクティスをベンチマークし、異なる地域や業界の標準・規則・政策の調和・統一を促進し、地方保護や独占、市場分割を打破する」とされた。さらに、「国内・国際双循環を促進する」として、「国内大循環に立脚して、強大な国内市場の整備と貿易強国の建設を調和させながら推進し、世界の要素・資源をひきつける強力な重力場を形成し、内・外需、輸出入を促進し、外資誘致と対外投資を調和させながら発展させる」ことが盛り込まれた。「国内大循環の円滑化」が国内統一市場の形成や各種障壁の打破に、「国内・国際双循環の促進」が内需拡大によるビジネスチャンスの増大や対外開放のいっそうの拡大につながることを期待したい。

2023年3月の第14期全人代第1回会議の政府活動報告において定められた2023年の重点活動任務の筆頭には「内需拡大に力を入れる」が挙げられた。このほか、「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」が重点任務の4点目として挙げられた。同任務には「外資系企業に対する内国民待遇の徹底」や「外資系企業をしっかりサポートする」といった内容が盛り込まれており、2023年は特に外資系企業に対する支援を重視するという姿勢が示されている。

他方で、依然として継続する米中間の経済貿易摩擦や各国による保護主義的行動等によって、日系企業のビジネスにおける不確実性が高まっている。このような状況の下で、中国におけるビジネス環境のいっそうの「予見性の向上」に資するような制度の整備や運用が期待される。

予見性の向上に関しては、2020年1月1日より、外商投資法が施行された。同法には、外商投資に関連する法令を制定する際、外資系企業の意見や建議を聴取しなければならないこと（第10条）、外商投資企業の政府調達活動への公平な参加を保障すること（第16条）をはじめ、日系企業等がこれまで「中国経済と日本企業白書」等において要望してきた内容が多数含まれている。同法は、中国とのビジネスを行う日系企業に大きな影響をもたらすものであり、同法が行政の各レベルにおいて条文の規定どおり執行されることにより中国市場がいっそう開かれたものとなることを期待する。また、2020年5月に

開催された全人代では、中国初となる「民法典」が可決・成立した。こうした法律の制定が日系企業にとっていっそうの「予見性の向上」につながることを期待したい。

日系企業は、2023年が「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備につながる改革の深化が図られる重要な年となるよう期待しつつ、中国政府が改革の深化を図る上で、各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。

第14次5カ年規画および2023年の政府活動報告において、中国政府はより高水準な開放型経済新体制の建設、一流のビジネス環境の構築、高水準な市場体系の建設を目指し、改革を深化させていく方向にあるが、日系企業が中国ビジネスの現場で直面している課題を、公平な競争、対外開放、行政の規制運用・手続の3つの観点から整理すると下記の通りである。

改革の深化にあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

(1) 公平な競争

第14次5カ年規画の中では、高水準な市場体系を建設し、市場体系の基礎的な制度を完備し、平等な参入や公正な監督管理を堅持し、高効率で規範のある、公平な競争が行われる国内統一市場を形成することや、質の高い発展を制約する体制メカニズム上の障壁を打破すること、全国統一市場や公平な競争を阻害する規定等を整理・廃止していくことが強調された。また、2023年3月の政府活動報告においては、重点取り組みの『「二つの揺るぐことなく」を着実に実施する』の中で、「各種所有制企業に公正かつ自由に競争できる環境を整え、実のある方策で市場の期待と自信を向上させる」ことが、「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」の中で「外資系企業に対する内国民待遇を徹底する」ことが盛り込まれた。本白書ではこうした方向性に沿って、市場原理が十分に生きるように、公平競争の障害となっている各種制度の見直しや、透明性の高い市場経済ルールの整備とその適正な運用を要望する。

・ **競争法**：改正された「独占禁止法」においては企業結合の分類・分級審査制度や重点分野に対する規制の強化等も明確にされており、この点については評価に値する。一方、企業結合届出の時点における「企業結合」および「支配力」の構成要件、企業結合届出の要否の判断基準、審査・決定上の基準や考え方は、なおも不明確な点があり、事業者側の判断が困難となるケースが存在している。これらの基準や考え方については、実施細則およびガイドラインの公布等を通じて明確にさせていただくよう要望する。

・ **技術標準・認証**：

・ 中国サイバーセキュリティ法を始めとするデータ関連法令に関し、その具体的な内容を定める弁法、細則、標準

等は、徐々に策定が進みつつあるが、いまだ未制定のものや意見募集段階のものも多い。これらの制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展を妨げたり、外国製品やサービスを差別的に取り扱われることがないように、制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては必要な事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保および円滑な施行に向けた関係政府部門間での調整・連携を要望する。

- 各制度の運用面においても、企業が法令遵守を適切に行うことができるよう、解釈の明確化、十分な準備期間の確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答および説明会の開催等、予見可能性を高める改善を要望する。

・政府調達：

- 現在、中国の政府調達では依然として国産品が主であり、輸入製品の調達に対する制限や排除が行われている。財政部が2021年10月に公布した「政府調達活動における内外資企業への平等な扱いの徹底に関する通知」の中からも、平等な待遇を受けることができる対象は外資系企業が中国国内で製造した製品（サービスの提供を含む）に限定されていることが見て取れる。現行の「政府調達法」の中にある、政府調達の対象範囲を本国の貨物、工事、サービスに限定する等の内容が早期に改訂され、輸入製品が政府調達市場に参入する際の制限が減らされ、政府調達市場の範囲がより開放され、輸入品と国産品が政府調達の市場競争へ平等に参与できる環境がつくられることを要望する。

- 財政部が2021年10月に公布した「政府調達活動における内外資企業への平等な扱いの徹底に関する通知」のうち、政府調達活動において中国国内に設立された内外資企業を平等に扱うという内容を歓迎し、高く評価する。しかし現在までのところ、依然としていくつかの地方の国有企業における入札募集の際、外資系企業の製品とサービスが除外されているという情報を耳にする。中国市場に秩序ある公平な競争の市場体系を構築するため、政府調達と公共事業への入札募集等活動において、外資系企業の製品やサービスを除外することなく、内資企業と外資系企業が平等に市場競争へ参与できる環境を構築することを要望する。

- 「安可」または「信創」にかかわるリストの存在や適用される製品の範囲、要求内容や基準を明確にいただき、市場参入の透明性、予見可能性を確保していただきたい。特に情報セキュリティ領域への参入基準や条件について明確な規定がなく、海外企業による参入を実質上困難にしている。加えて、予見可能性を高めるために、本件に認証された製品の情報公開を要望する。

- 医療機器・体外診断用医薬品：**既存の国産品が持っていない高度な機能、性能、仕様、臨床価値等を持つ外国産医療機器製品について、当該利点に対する現場医療ニーズが文書等で明確に示されている場合には対象となる輸入品が排除されず公正に供給されるよう、調達品選定プロセスの適正化を要望する。

(2) 対外開放

第14次5カ年計画の中では、「より高水準な開放型経済新体制の建設」として、対外開放のレベルを全面的に引き上げ、貿易・投資の自由化・円滑化を推進し、商品および要素の開放

を持続的に深化させ、ルール・規制・管理・標準等の開放を着実に進めることが示された。また、2023年3月の政府活動報告においては、重点取り組みの1つとして「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」が挙げられており、その中で「市場参入規制を緩和し、現代サービス業をいっそう開放する」ことが盛り込まれた。

2022年1月には、「外商投資ネガティブリスト（2021年版）」が施行され、外商投資の制限・禁止条項が33項目から31項目に減少し、一部の業種において外資の出資比率制限の緩和・撤廃が行われるなど、中国がより開かれた市場となるための取り組みが進展している。他方、ネガティブリストには規定されていないが、他の関連法令によって外資の参入が実質的に制限されている分野も存在する。習近平国家主席は2019年6月の大阪G20サミットにおいて、ネガティブリスト以外の外資参入制限は全面的に撤廃すると表明しており、今後はこうした他法令の改正が進むことを期待する。

また、2020年1月1日より、外資系企業にとって基本法となる外商投資法および外商投資法実施細則が施行された。上海市や広東省、深セン市などでは外商投資法の内容をより具体化した地方レベルの条例も制定・実施されており、今後も関連する法令・規定の改正が行われていくとみられる。引き続き外資参入規制分野のいっそうの開放、グローバルスタンダードのさらなる採用に向けた積極的な取り組みを要望する。

・投資：

- 2022年1月1日に施行された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の33項目から31項目に減少し、一定の緩和が進んだことを評価するが、国家発展改革委員会および商務部に対して、さらなる制限・禁止項目の調整・削減を要望する。また、制限・禁止項目の調整・削減にあたっては、具体的にどのようなケース、業態であれば実際に参入できるのか、解釈や解説、ガイドライン等を併せて示すことによって明確化し、かつ、その内容が行政の各レベルにおいて徹底されるような環境整備や指導を要望する。

- 各種ネガティブリストの改定や、企業が新たな分野への参入を模索する中で、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」や「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」では制限されていないが、他の関連法令によって外資への開放分野が事実上制限されており、参入が難しいといった事例が生じる場合がある。外商投資法の大きな柱である「参入前の内国民待遇とネガティブリストによる外資投資管理制度」や「外商投資企業への公平な競争環境の確立」の実現にあたり、そういった事例に対応するため、国家発展改革委員会や商務部などに対応窓口を設け、問題の把握を行うとともに関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるよう、体制の整備を要望する。

- 2022年1月施行の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」には、「インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）」という表現があり、「音楽を除く」となっていることから、外資がインターネット音楽商品を取り扱う可能性を見出せるが、実際は「ネットワーク出版サービス管理規定（工業情報化部、旧国家新聞出版広電総局）」の存在等

により難しいとされる。ネガティブリストを掌握する国家発展改革委員会および商務部と、同規定を掌握する工業情報化部等に対し、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」に合わせ、「ネットワーク出版サービス管理規定」を改正し、外資企業でも、インターネットでの音楽分野のサービスを運営できるよう要望する。

・ **情報通信：** データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。外資系企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう規制緩和することを要望する。上記については、外資系企業による付加価値電信業務参入の明確なガイドライン（ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続）の提示を要望する。

・ **コンテンツ：** 中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず海外正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果につながる。そこで、以下を要望する。

・ 外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。

・ 外資系企業でも、インターネットでの音楽配信サービス等を運営できるようにしていただきたい。

・ アニメのインターネット配信の事前審査規制を緩和していただきたい。審査の際に動画サンプル全話提出を不要とすること、審査基準の緩和・明確化、審査の迅速化等をしていただきたい。

・ 海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場のいっそうの発展のために、輸入ゲームの迅速な審査と版号の付与ならびに、より積極的な海外優良ゲームコンテンツの認可推進と関連政策の検討を要望する。

・ **旅行：** 外資独資旅行社に対する中国公民の出境旅游業務全面開放の早期実現を要望する。2011年以降、外資系合弁旅行社に対しては中国公民出境旅游業務の取扱いが一部条件のもと認可されているが、外商独資旅行社への全面的な取扱認可にはいまだ至っていない。そのような中、2022年10月8日に国务院より、「天津、上海、海南、重慶におけるサービス産業拡大開放の総合試験の同意に関する国务院の認可回答（国函〔2021〕37号）」に基づき、「上海市および重慶市に設立された適格な外商独資旅行社は台湾以外のアウトバウンド観光事業に従事することができる（2024年4月8日まで実施）」（国函〔2022〕104号）という通知がなされた。長年、日系旅行会社が本白書において要望してきた項目について上海、重慶という2都市、また期間も限定的ではあるが門戸が開かれたことを心より歓迎したい。アフターコロナにおける、中国公民の訪日旅行再開への期待の高まりが感じられる中、日本国内外のネットワークを持ち、長年にわたり日本国内旅行を取扱っている日系旅行会社のサービスや緊急対応体制、防疫対応には優位性があり、中国公民の快適かつ安全な訪日旅行実施に大きく貢献できるものと考え。今後のさらなる開放を要望する。

・ **損害保険：**

・ 「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上

限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合弁損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合弁目的等）外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

・ 外資損害保険会社がサービスを総合的に行き、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

(3) 行政の規制運用・手続

第14次5カ年計画の中では、放・管・服（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）改革を深化させ、行政許可事項をスリム化することが強調されている。習近平総書記は、2022年10月に開催された第20回中国共産党大会において、「法に基づいて外資系企業の権利・利益を保護し、市場化・法治化・国際化した世界一流のビジネス環境を整備する」と表明した。また、2023年3月に開催された全人代の政府活動報告においても、2023年の重点取り組みの1つである「『二つの揺るぐことなく』を着実に実施する」において、「各種所有制企業に公正かつ自由に競争できる環境を整え、実のある方策で市場の期待と自信を向上させる」ことが盛り込まれた。これらは、本白書においても引き続き日系企業が多く分野で求めているものであり、今後もいっそう積極的な取り組みを要望する。

・ **貿易：**

・ 同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園区または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈が、地域や担当者により異なるケースがある。通関一体化の推進に伴い改善が見られる部分もあるが、海関総署等の関連部門に対して、窓口人員等への研修の強化やより詳細なマニュアルの整備などにより全国で統一的な運用を行うよう要望する。また、全国統一的な運用の実効性を高めるため、税関間の調整機能の強化を要望する。

・ 2012年、貨物貿易改革が行われ、対外支払時に通関データとの照合作業が不要となり、貿易決済の利便性が高まった。一方、貨物貿易にかかる外貨支払業務を行う際には、原則、輸入通関情報を照会する運用がなされており、その結果通関手続が終了するまで外貨支払ができず、支払が遅れる事象が起きている。また三国間貿易決済に関する規制は緩和されているものの、適用対象は限定的なものにとどまる。規制緩和の継続、会社規模にかかわらず信用良好な企業に対する運用のさらなる緩和を要望する。

・ **投資：**

・ 北京市、杭州市など一部の地域において、投資性会社の分公司設立が拒否されるケースが発生している。外商投資企業による投資性会社の分公司設立について、他地域では所在地の金融弁の承認を得てから、市場監督管理局にて設立手続を行うことで設立可能となっている。一方、北京

市、杭州市など一部の地域には明確な規定がなく、所管官庁（金融弁、市場监督管理局）の個別判断で拒否されている。外資系の投資性会社は統括機能を持ち、中国において各種の実質的な投資を行い、中国の経済発展に貢献している。投資性会社による各地での分公司の設立は、投資性会社が持つ本来の統括機能の高度化にとって欠かせない。外商投資企業の事業の継続や発展を支援していくためにも、法的根拠なく設立を拒否されることがないように、かつ他地域と同様に取扱いよう改善を要望する。

・ 税務・会計：

・ 個人所得税について、外国籍人員が適用可能な免税措置が2023年末に廃止される。当該措置は従来、2021年末に廃止となっていたが、追加の通達により2023年末まで継続適用されることになっていた。当該措置が廃止されると、住宅手当、言語訓練費、子女教育が課税処理されることになり、外国籍人員の個人所得税が大幅増になることが見込まれる。企業および外国籍個人の税負担を軽くする上で、当該措置の無期限延長を要望する。

・ 印紙税について、従来の印紙税暫定条例に代わって印紙税法が2022年7月に施行された。関連公告の中で、海外企業が中国国内企業と課税文書を作成する場合、中国国外で作成しても顧客等の取引先が中国国内に存在すると、当該海外企業も納税義務を負うことが明示された。日本では国外で作成された契約書等に印紙税が課税されることはなく、当該規定の見直しを要望する。また海外企業の納付にあたり明確な実施細則がなく、税務局によっても見解が異なる。具体的な実務運用に関するガイドラインの発行を要望する。

・ 医療機器・体外診断用医薬品：強制標準の実施に伴い、薬品监督管理局は各企業に対応措置を求めているが、一部の並列標準の未公布により、企業は直ちに関連検査を実施できず、同時に型式検査の検査期間を考慮すると、実施日前に強制標準更新の変更申請の完了は難しい。例えば、範囲が広いGB9706.1系列標準等において、その並列/専用標準が未公布という場合がある。よって、強制標準とその並列標準の同時公布を要望し、公布後の標準実施移行期間を3年まで延長することを要望する。

・ 化粧品：原料安全性登録情報に関し、十分な整備を行った上での運用を要望する。

・ 原料メーカーによるシステム登録情報と化粧品メーカー保有情報の乖離整備を考慮した運用細則を要望する。

・ ナノ原料に対し、安全性評価が過度な要求にならないよう、十分な市場実績を考慮した安全性評価基準の制定を要望する。

・ 銀行(リース)：融資租賃会社（ファイナンスリース会社）に対する省またぎ営業規制導入の中止

・ 2021年12月31日、中国人民銀行が公表した「地方金融監督管理條例（草案意見募集稿）」第11条に「地方金融組織（ファイナンスリース会社を含む）は地元サービスの原則を堅持し、地方金融監督管理部門が承認した区域範囲内で業務を展開し、原則として省級行政区域を跨いで業務を展開してはならない」という規定案が盛り込まれている。

・ 外資系融資租賃会社の大部分は限定的な拠点網のもとで営業活動を行っているところ、経営環境に大きな影響を及ぼす可能性がある当該規定案の削除を要望する。

・ 損害保険：地域限定でのライセンス制の緩和

保険業務は基本的に省・自治区・直轄市単位となる地域限定でのライセンス制が適用されているが、本制度の緩和を要望する。例外規定に該当する一部の大規模商業物件等の消費者だけでなく、営業地域を跨ぐ消費者にも均一的に保険サービスの提供を実現できるよう、全国営業ライセンス制等の導入を要望する。

2022年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目

2022年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目を例示すると次の通りとなる。これらの項目では、建議の方向に沿った改善がみられたと考えており、中国政府のビジネス環境改善に向けた取り組みに感謝する。しかし、これらの中にもさらなる改善が求められる部分が残されているものもある。また、これら以外にも改善を期待する分野は依然多く残されており、引き続き、改善の取り組みが行われることを期待する。

1) 【新型コロナウイルス防疫措置の大幅緩和および日中間の往来に関する規制の緩和】

2022年12月以降、中国では新型コロナウイルスに関する各種防疫規制の緩和が相次いで実施された。これに伴い、2022年白書で建議していた新型コロナウイルスの防疫措置に関する問題は多くの多くが解消された。他方、日本国籍者に対する15日以内の滞在にかかるビザ免除の再開や中国から日本への団体旅行の再開など、依然として解決されていない問題もあることから、こうした問題については引き続き改善を求めたい。

・ 2022年白書で建議していた主なコロナ関連事項

- ・ 日本との直行便の早期再開、路線の増便
- ・ 配偶者や子女、留学生を含むビザの迅速な発給、赴任や出張の制約になっている諸手続の緩和
- ・ 集中隔離環境の改善と集中隔離期間の短縮、集中隔離終了後の各都市における追加隔離措置の廃止
- ・ ファストトラックの運用手続の早期明確化・合理化
- ・ 中国発日本向けの団体旅行の再開
- ・ 感染拡大予防・抑制措置の終了時期の明確化
- ・ 「健康コード」等のシステムの運用における外国人の平等な利用の保障
- ・ 防疫措置に関する通知や指示の相互の矛盾の回避
- ・ 社区・街道など行政の末端レベルにおける規制運用の厳格化改善
- ・ 就労ビザ等の手続に関する問題(申請書類の追加など)の改善
- ・ 外国人の防疫措置に関する情報へのアクセスの改善
- ・ 日本国籍者の15日以内の中国滞在にかかるビザ免除の再開
- ・ 輸入冷凍食品に対する管理ルールの明確化、運用の統一
- ・ 航空会社乗務員に対する中国到着時のPCR検査免除
- ・ 防疫措置に関する情報の全航空会社への平等な開示、現場当局の運用責任の明確化
- ・ 国際旅客便スロットの貨物便への転用の承認
- ・ 空港検疫における消毒剤散布の対応改善
- ・ 乗務員等、空港関係者の専班管理の対象限定

- ・ 入国後隔離施設の増設
- ・ 封鎖式管理など感染拡大防止措置における商品物流への配慮
- ・ 中国への入境旅行の再開

2) 企業結合について(2022年版白書P60、「競争法」建議)

「国務院の事業者結合届出基準に関する規定」改正案(意見募集稿)においては、企業結合届出基準の1つである企業結合当事者のグループ全体の売上高の基準金額が引き上げられている。この点については評価に値するものの、同規定はなおも正式に公布されていないことから、早期に同規定の改正を完了し、これを実施していただくよう要望する。

3) 外商投資企業の外債枠について(2022年版白書P284、「銀行」建議②)

2022年10月、新型コロナウイルスを背景とした企業の財務悪化を防止するため、中国人民銀行と国家外貨管理局より「全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス政策因数の調整に関する通達」(銀発〔2022〕238号)が公布され、マクロブルーデンス方式の政策因数が1.00から1.25へ引き上げられたことにより外債枠は純資産の2.0倍から2.5倍へ拡大された。

しかし、外商投資企業の業績や資金繰りは新型コロナウイルス前の水準に必ずしも戻っておらず、外商投資企業の事業の継続や発展をいっそう支援していくため、外債枠のさらなる拡大を要望する。

4) 外資独資旅行社に対する中国公民の出境旅游業務の開放(2022年版白書P312、「旅行」建議①)

2011年以降、外資系合弁旅行社に対しては中国公民出境旅游業務の取扱いが一部条件のもと認可されているが、外商独資旅行社への全面的な取扱認可にはいまだ至っていない。そのような中、2022年10月8日に国務院より、「天津、上海、海南、重慶におけるサービス産業拡大開放の総合試験の同意に関する国務院の認可回答(国函〔2021〕37号)」に基づき、「上海市および重慶市に設立された適格な外商独資旅行社は台湾以外のアウトバウンド観光事業に従事することができる(2024年4月8日まで実施)」(国函〔2022〕104号)という通知がなされた。長年、日系旅行会社が本白書において要望してきた項目について上海、重慶という2都市、また期間も限定的ではあるが門戸が開かれたことを心より歓迎したい。アフターコロナにおける、中国公民の訪日旅行再開への期待の高まりが感じられる中、日本国内外のネットワークを持ち、長年にわたり日本国内旅行を取扱っている日系旅行会社のサービスや緊急対応体制、防疫対応には優位性があり、中国公民の快適かつ安全な訪日旅行実施に大きく貢献できるものと考え、今後のさらなる開放を要望する。

中国経済における日本企業の貢献

中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日系企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。中国海関統計によると、日本は2022年の中国の輸出先として国・地域別で第3位、輸入先としても第3位となっており、中国にとって日本は引き続き重要な貿易パートナーとなっている。また、ジェトロが日本の財務省貿易統計と中国海関統計を基に2022年の日中貿易を日中双方の輸入統計でみたと

ころ、貿易総額は前年比4.6%減の3,735億3,743万ドルと、過去最高を更新した2021年からは減少に転じたものの、2011年(3,784億2,490万ドル)に次ぐ過去3番目の金額となった。

中国商務部の発表によると、2022年の全世界からの対中投資実行額(銀行、証券、保険は含まず)は前年比8.0%増の1,891億3,000万ドルとなり、安定的な成長を維持した。国家統計局によると、日本からの2021年の中国への直接投資実行額は前年比16.0%増の39億1,325万ドルとなった。中国側統計に基づいた日本の対中投資は2019年、2020年と2年連続で減少していたが、3年ぶりに増加に転じた。日本からの投資が全世界からの対中投資全体に占める構成比は、2020年と同水準の2.3%となった。

日本外務省の「海外進出日系企業拠点数調査令和3年版:2021年10月1日時点」では中国の日系企業の「拠点数」は3万1,047拠点となっている。また、ジェトロの調査(2022年度海外進出日系企業実態調査)によると、在中国日系企業(593社)のうち、45%の企業が、中国での累積収益額の「ほとんど」もしくは「半分程度」の割合を中国内での生産や販売の能力拡張のための投資(再投資)の原資として活用していると回答した。多くの日系企業が中国での投資から得られた収益を中国でさらに発展するために用いていることがうかがえる。

日系企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしている。他方、米中間の経済貿易摩擦等の影響により、日系企業が重大なビジネス上の意思決定を行うにあたっての不確実性が高まっている。日系企業は今後中国でのビジネスをさらに拡大させ、中国経済および社会の発展に貢献していきたいと希望するが、そのためにも、中国におけるビジネス環境の改善、予見性のいっそうの向上が期待される。

カーボンニュートラルと日本企業

中国政府は2030年までのカーボンピークアウトおよび2060年までのカーボンニュートラルを目標として掲げており、日系企業としてはビジネス活動を通じてこうした目標に積極的に協力・貢献していきたいと考えている。

ジェトロの調査(2022年度海外進出日系企業実態調査)によると、在中国日系企業(654社)のうち、脱炭素化(温室効果ガスの排出削減)にすでに取り組んでいる企業と今後取り組む予定のある企業を合わせると72.4%(前年は63.5%)となり、7割を超えた。「すでに取り組んでいる」と回答した企業を業種別にみると、製造業が38.2%(前年は33.2%)、非製造業が38.9%(前年は29.2%)となり、対応しているとの回答比率がいずれも前年比で上昇した。特に、電気・電子機器、ゴム・窯業・土石、小売業、金融・保険業といった業種では「すでに取り組んでいる」と回答した企業が5割を超えている。一般的に、多くの業種において取り組みに着手する企業の増加傾向がみられる。

具体的な取り組み内容としては、「省エネ・省資源化」が70.9%と最も多く、次いで「再エネ・新エネ(太陽光、風力、水素など)電力の調達」が38.6%、「環境に配慮した新製品の開発」が36.6%、「グリーン調達(調達先企業への脱炭素化の要請)」が34.4%、「調達・出荷の際の物流の見直し(低炭素排出車両の

利用など)が24.1%、「エネルギー源(熱、輸送燃料など)の電力化(建物の電化、EV導入など)」が21.2%となっている。

中国現地拠点において、「脱炭素関連の数値目標がある」と回答した企業は21.5%であった。そのうち、「本社が目標を設定した」との回答が49.2%、「現地拠点が自発的に目標を設定した」との回答(本社の指示により現地拠点で具体的な数値を設定した場合も含む)が42.3%、「現地拠点が顧客の要請を満たすために設定した」との回答が8.5%であった。また、現地拠点で数値目標を設定していない企業の中でも、56.6%が「本社には数値目標がある」と回答したほか、5.0%は「顧客からの要請で近く独自の数値目標の設定を予定している」と回答した。このように、在中国日系企業はカーボンニュートラル達成へ向けた取り組みをより具体的、積極的に検討・実施していることがうかがえる。

他方、脱炭素へ取り組むにあたっては、脱炭素投資の費用対効果や収益化、コスト負担の重さ、制度の不明確性や複雑性、補助金等の情報の把握が難しい点等が課題として挙げられている。「中国経済と日本企業2023年白書」においても、日系企業がカーボンニュートラルに取り組むうえで、エネルギー効率の高い技術や企業に対する優遇策の実施やコスト面での支援策を求める要望などがみられた。本白書において寄せられたカーボンニュートラルに関連する主な建議について以下の通り紹介する。

・省エネ・環境：

- ・CO₂排出削減に向けたエネルギー消費コントロール政策等を背景として、急な電力制限指示が常態化し企業活動にも大きな支障・機会損失が生じている。停電実施の際の通知の早期化、スケジュールや削減目標の可視化、一律の目標を課すのではなく環境貢献度の高い企業への制限免除や企業生産・経済成長の支障とならない目標設定、需要に合致した安定的な電力供給を要望する。
- ・CO₂排出削減のためには再生可能エネルギーの活用も重要であるが、2018年には導入にかかわる補助金が一部削減され調達・活用が以前より困難となった。今後も活用促進のため再エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇策など各種奨励策を要望する。また、電力制限に対応するための発電機リースや自然エネルギー導入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充を要望する。
- ・多様な再エネルギー調達ルートを構築し、容易に利用できるかつ合理的な価格の再エネ電力を提供し、電力業界で再エネルギー推進を含むグリーン改革を実現するため、例えば、国際再生エネルギー証書(I-REC)と中国政府が承認する再生エネルギー証書(GEC)の相互承認を要望する。また、積極的に再生エネルギーを導入するなど、カーボンニュートラル実現に向け先進的な取り組みを実現した企業に対し、税金面優遇や表彰など奨励政策の実施を要望する。
- ・CO₂排出削減をより積極的に進めていくため、省エネ、再生エネルギー、CO₂回収、DX等を行政と企業連合が積極的に推進するための窓口の設置、外資系企業を含めた連携・合作のよりいっそうの推進を検討いただくよう要望する。
- ・**化学品**：中国は2030年カーボンピークアウト、2060年カーボンニュートラルの目標に向け、関連する計画を策

定・発表し、その重要な柱の1つである再生エネルギーの発展を着実に進めており、2021年7月に発電業界を対象とした炭素排出権取引が全国的に開始された。今後は鉄鋼・石油・化学を含む7つの業界への拡大が検討されている。石油化学をはじめとする化学業界は発電業界とは比較にならないほど多くの事業者があり、その事業規模は大小さまざま異なる状況にある。炭素排出権取引制度を導入する際には、排出量の算定、排出権の配分、取引方法など多くの課題が予想される。当局は事前に十分な計画を事業者へ説明し、事業者の意見も確認し、制度の導入においては十分な期間を確保するよう要望する。

- ・**電子部品・デバイス**：2022年も夏場における一時的な電力使用制限が依然として多く発生し、電子部品製造各社は工場操業停止・生産シフト・生産稼働率引き下げを実施した。そのため、電子部品全体のグローバルサプライチェーンにマイナスの影響をもたらした。中国政府は、2030年カーボンピークアウト・2060年カーボンニュートラル達成目標の取り組みを掲げ、エネルギーの効率的な利用を推進し、工業・建築・交通などの分野において低炭素生産への転換推進を強調している。この世界的な課題解決に向け、多くの日系企業も環境負荷ゼロを目指したカーボンニュートラルへのロードマップを策定し、積極的な推進を開始している。中国政府には、多様な再生可能エネルギーの調達ルートを構築し、利用が容易でかつ合理的な価格の再生可能エネルギーを国内企業へ供給し、グリーン改革を推進することを期待している。また、積極的に再生可能エネルギーを導入し、高い利用率を実現した企業への税制優遇などの奨励政策導入を要望する。